



サザンカ

# ハ ン ズ 通 信

編集発行

(株)ハズホールディングス

〒860-0811  
 熊本県熊本市本荘6丁目8-7  
 TEL. 096 (375) 4340  
 FAX. 096 (375) 4341

## ◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請  
11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)  
11月30日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間  
申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回  
の場合) 11月30日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付  
都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	.	.	.

※税を考慮する週間 11月11日～11月17日

ワン  
ポイント

「株主リスト」が登記の添付書面に 本年10月1日以降の株式会社の登記の申請では、登記事項について株主総会決議が必要な場合(例えば役員変更の登記)には、従来の株主総会議事録に加えて、主要株主の氏名・住所・株式数等を代表者が証明した書類である「株主リスト」を添付することになっていますので注意が必要です。

同族会社・非同族会社	4	会社	1	合名会社 合資会社 合同会社 株式会社 特例有限会社
親会社・子会社	5	の	2	大会社 中小会社
中小企業 製造業その他 卸売業 小売業 サービス業 小規模企業者 製造業その他 商業・サービス業	6	の	3	外国会社 公開会社 取締役会設置会社 会計参与設置会社 会計監査人設置会社 委員会等置会社 種類別株式発行会社 特定目的会社 投資法人
リーディング・カンパニー エクセレントカンパニー 多国籍会社 ベンチャー企業		区		
		分		

会社には、様々な区分や呼び方があります。主な会社の区分について、それぞれ確認してみましょう。

### 1 会社法上の設立可能な会社区分

現在では株式会社、合名会社、合資会社、合同会社の四つの会社が設立可能です（会社法二条一号）。

いずれも、登記によって成立し、その後も登記が対抗要件や

効力発生要件となります。明治五年に専門職として司法書士が創設され、会社を含む法人全般の登記申請業務を行っています。従来は、商法第二編で定められていた株式会社、合名会社及び合資会社（さらに昔は株式合資会社）に加え、昭和十三年に制定された有限会社法で有限会社の設立が認められていましたが、平成十七年に制定された新会社法で有限会社は株式会社と統合されました。それととも

に、出資者の有限責任が確保され、会社の内部関係については組合的規律が適用される新たな会社類型として合同会社が創設されました。

区分は以下のとおりです。

#### ① 合名会社

資本と経営が一体で、社員は債権者に無限の責任を負います。社員＝経営者ですから、もちろん会社の定款を定めるなどといった運営に関する業務執行権を有しています。

しかし、会社の損害を出資額の範囲内で負担する有限責任とは異なり、無限責任の場合には社員の出資額で弁済が及ばなければ、さらに社員の個人財産からもその債務に当てなければならぬといった厳しい義務が課せられています。

#### ② 合資会社

無限責任と有限責任の社員で構成されています。留意すべきは、有限責任社員と無限責任社員の最低二名が必要であるという点で、社員が一名になってしまった場合には、その一名が有限責任社員なら

ば合同会社に、無限責任社員なら合名会社に、自動的に移行されてしまうということです。

#### ③ 合同会社

会社法の改正で新しくできたもので、その特徴は社員全員が会社への出資者（有限責任）であり、かつ定款の決定や変更を始めとする会社の業務執行に直に関与していることです。

つまり、株式会社における役員や株主総会の持つ権限が、合同会社では個々の社員に委ねられています。

また、合同会社では社員が一人でも会社の設立、存続が認められ、株式会社への変更や合併も可能となっています。ベンチャー企業が利用しやすい会社です。

#### ④ 株式会社

経営と資本が分離して、出資の限度内でのみ責任を負います。

#### ⑤ 特例有限会社

特例有限会社とは、会社法施行以前に有限会社であった会社であって、同法施行後も

なお基本的には従前の例によるものとされる株式会社のことです。

商号の中に「株式会社」ではなく「有限会社」の文字を用いなければなりません。役員任期に関する法定の制限はなく、また決算の公告義務もないというメリットがあります。

## 2 会社法上の規模による区分

### (1) 大会社

①最終事業年度の貸借対照表に資本金として計上した額が五億円以上であるか、②最終事業年度にかかる貸借対照表の負債の部に計上した額の合計が二〇〇億円以上である株式会社

### (2) 中小会社

貸借対照表の資本金が五億円未満であり、かつ負債合計額が二〇〇億円未満である株式会社

## 3 その他の会社区分

会社法上設立可能な会社の種類や規模による区分は前記の通りですが、その他の会社区分として次のようなものがあります。

### ① 外国会社

外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するもの

### ② 公開会社

株式会社のうち、証券市場に上場するなどして株式を公開し、株式取得に承認を必要としない会社

### ③ 取締役会設置会社

取締役会を置かなければならない会社

### ④ 会計参与設置会社

会計参与を置く株式会社

### ⑤ 会計監査人設置会社

監査役を置くまたは置かなければならない株式会社

### ⑥ 委員会等設置会社

委員会を置く株式会社

### ⑦ 種類別株式発行会社

内容の異なる種類別株式を発行する株式会社

### ⑧ 特定目的会社

資産の流動化に関する法律に基づき設立される法人

### ⑨ 投資法人

投資信託及び投資法人に関する法律に基づき設立される法人

## 4 証券取引法や税法による会社区分

### ① 同族会社・非同族会社

株主が三グループ以内、発行株式の五〇％以上を所有している会社を同族会社といいます。

### ② 親会社・子会社

親会社とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関）「意思決定機関」を支配している企業をいいます。そして「子会社」とは、当該他の企業をいいます。

## 5 中小企業基本法による会社区分

中小企業基本法においては、業種に応じ中小企業の会社定義を下記の通り定めています。

### (1) 中小企業

製造業その他

① 従業員三〇〇人以下または

資本金三億円以下

### ② 卸売業

従業員一〇〇人以下または資本金一億円以下

### ③ 小売業

従業員五〇人以下または資本金五千万円以下

### ④ サービス業

従業員一〇〇人以下または資本金五千万円以下

### (2) 小規模企業者

製造業その他

① 従業員二〇人以下

② 商業・サービス業

従業員五人以下

## 6 その他経営上などで呼ばれる区分

① リーディング・カンパニー

ある業界で中核的あるいは模範的立場に立ち、その業界の先駆者として存在する会社、② エクセレントカンパニー

独特の企業文化、組織文化を持ち、極めて収益力の高い超優良会社、

③ 多国籍会社

活動拠点を一つの国家だけに限らず、複数の国にわたって世界的に活動している会社、

④ ベンチャー企業

最先端の分野でそれまでなかった新しいビジネスや新しい市場に、独自の技術や製品で急成長していく企業

# 秋は調査の季節 税務調査のポイント

事業者の法人税・所得税は、納税者自身が管轄の税務署へ申告を行い税額を確定させ、この税額を自ら納付する申告納税制度が採用されています。しかし、誤った申告があると納税者間に課税の不公平が生じるため、税務調査による納税義務の適正な履行が必要となります。

この趣旨を理解して、次に掲げる「税務調査ポイント」の指摘を受けまいように適正な申告納税に努めましょう。

## I 主要な税務調査ポイント

事業者を対象とした税務調査で指摘される課税漏れの原因は、大きく「売上除外」「棚卸除外」「経費の仮装」に集約されると言われています。具体的には、以下の項目がチェックされます。



なお、これらが故意に行われたものかどうかを判別し、仮装・隠ぺいされた事実が明らかな場合には、国税通則法第六十八条に定める重加算税の対象となります。

### ① 現金管理状況

現金出納帳と実際の現金残高が一致しているか、どんぶり勘定になっていないか。

どんぶり勘定が必ず引き起こすものは「勘定合つて銭足らず」です。法人の場合、現金不足は役員賞与と認定されることもあるので要注意です。

### ② 現金の流れと管理状況

どのような取引先からのような方法で受発注し、納品、決済しているか。特に「どうやっ

て受注し、どうやって商品やサービスを提供し、どうやって入金するか」といったお金の流れは深く質問されます。

取引の把握漏れがないように自主点検をしましょう。

### ③ 売上繰り延べ

税務上、売上の計上時期は原則として「商品を引き渡したとき」や「サービスを提供したとき」となっており、「入金時」や「請求書発行時」ではありません。この点を誤ると「売上計上漏れ」で追徴税額が生じます。

### ④ 自家消費分の計上漏れ

自家用に使える商品を消費した場合、その分の売上計上が漏れていないか。特に飲食業や工務店等には注意が必要です。

### ⑤ 棚卸計上漏れ

棚卸在庫を過小に見積もっていないか。そのための帳票類を誤っていないか。

在庫商品では、期末の在庫を減らせばその分利益が減るため、調査時に重要視されます。期末一カ月以内くらいに仕入れた全商品が、どうなっているかをサンプリングして追跡調査する手法で確認されます。

### ⑥ 帳票類の整合性

見積書、請求書、納品書、領収書がすべて揃っているか。不自然な日付や金額の記載がないか。自然な流れで恣意的な操作の可能性がチェックされます。

### ⑦ 修繕費と資本的支出との区分

多額の修繕費が計上されている場合、「原状回復」を超えて対象物の価値が増していないか。ここは、判断の難しい問題です。

### ⑧ 私的費用の経費計上

事業と関係のない、代表者の私的な費用を計上していないか。個人的な支出と判断された場合には、その支出が社長への役員賞与とされ全額経費に計上できなくなるばかりか、社長の役員賞与に対する源泉所得税の徴収漏れの扱いとなり、二重課税されます。

さらに、交際費として消費税の課税仕入れとなっていたものも、賞与扱いにより仕入税額控除が認められず、その分の消費税を支払うこととなります。

### ⑨ 代表者による不正蓄財

代表者が、本人または家族の名義で不正な蓄財を行っているな



いか。会社の調査でも不審なケースがある場合は、個人の預貯金まで調べられます。

⑩ 人件費の管理状況

従業員の源泉徴収漏れや、架空の人件費計上はないか。

特に給料を現金で支給していたり、履歴書を保存していないか  
つたりすると疑いを持たれますので、しっかりと管理しましょう。

⑪ 消費税の課税仕入額

消費税の課税仕入額に非課税分が含まれていないか。

また、書類の保存がない場合にも仕入税額控除が受けられないので、保存状況も確認しておきましょう。

⑫ 消費税の不正還付

虚偽の申告により、不正な消費税の還付を受けていないか。

⑬ 収入印紙の未貼付

収入印紙の貼り忘れなどによって、印紙税の未納付はないか。  
印紙税をその課税文書作成時までに納付しなかった場合には、過怠税がかかります。その金額は、原則としてその納付すべき印紙税額の三倍（最低額一千元）とされています。

ただし、自主的にその不納付

を申し出るなど一定の要件を満たせば、不納付税額の1.1倍とされます。また、消印をしなかった場合にも、印紙税額と同額の過怠税が徴収されます。

なお、印紙税は原則、税法上の費用（損金）となりますが、過怠税は費用とすることができませんので、注意が必要です。

II 最近の税務調査の傾向

国税庁では近年、実地調査に当たって、「海外取引」「消費税」「無所得申告」「無申告」の四つについて、重点的に取り組んでいるようです。

① 海外取引を通じて不正に税逃れが行われないようにする。

② 消費税については、不正還付等がないように厳しく管理をする。

③ 無所得申告については、調査の七割から申告漏れが把握されたという実績もあり、調査対象とする。

④ 無申告法人については、重点的に取組む。

また、電子メールのやり取りも税務調査の対象となっており、ですので、留意しておきましょう。

加算税一覧

名称	課税要件	課税割合 (増差本税に対する)	不適用・割合の軽減	
			要件	不適用・軽減割合
過少申告加算税	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% [期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分]*	・正当な理由がある場合 ・更正を予知しない修正申告の場合 (注2)	不適用
無申告加算税	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	15% (注1)	・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合	不適用
		[50万円超の部分] 20% (注1)	更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合 (注2)	5%
不納付加算税	源泉徴収税額について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	10%	・正当な理由がある場合 ・法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合	不適用
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5%
重加算税	仮装・隠ぺいがあった場合	[過少申告加算税・不納付加算税に代えて] 35% (注1)		
		[無申告加算税に代えて] 40% (注1)		

(注1) 過去5年以内に、無申告加算税(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、10%加算【平成28年度税制改正】

(注2) 調査通知以後、更正・決定予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合は5%(\*部分は10%)、期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10%(50万円超の部分は15%)【平成28年度税制改正】

(注3) 注1、注2の改正は、平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来するものに適用されます。

# 育児・介護休業法等の改正 (平成29年1月施行)

仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するため、育児・介護休業法が改正されました(平成二十九年一月施行)。

## 一 改正のポイント

- 整備された内容は、次の三点に大別することができます。
- ① 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備(仕事と介護の両立)
  - ② 多様な家族形態・雇用形態

に対応した育児期の両立支援制度等の整備(仕事と育児の両立)

- ③ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止(継続就業のための環境整備)  
それでは、整備された制度の概要を見ていくこととします。

## 二 仕事と介護の両立

### ① 介護休業の分割取得

改正前：介護を必要とする家族(対象家族)一人につき、通算九十三日までとし、原則として一回に限り取得可能でした。

改正後：総日数(対象家族一人につき通算九十三日)は従来通りです。取得回数は、三回を上限とする分割取得が可能となります。

なお、介護休業期間中は、所定の要件を満たす労働者に対し、雇用保険制度から「介護休業給付金」が支給されます。

介護休業給付金の支給率は平成二十八年八月から引き上げられており、休業開始前賃金の約

六七%(従来は四〇%)が支給されます。

対象家族の範囲は、配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫とされていましたが、同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫にも範囲が拡がります。

### ② 介護休暇の取得単位の柔軟化

介護休暇とは、対象家族の介護その他の世話をを行う労働者が一年に五日(対象家族が二人以上)のときは十日)まで、介護等を行うために取得できる休暇をいいます。

改正前は、一日単位の取得とされていましたが、改正により半日単位での取得が可能となります。

半日単位での取得は、原則として所定労働時間の「二分の一」の休暇を取得することとされていますが、労使協定を締結することにより二分の一以外の時間を設定することもできます(例えば、午前休暇は九時から十二時までの三時間とし、午後休暇は十三時から十八時までの五時

間とする等)。

※所定労働時間が四時間以下の労働者については半日単位の適用除外とされ、一日単位の取得のままです。

※業務の性質や業務の実施体制に照らして、半日を単位として取得することが困難と認められる業務(例えば、流れ作業方式や交替制勤務による業務であって、半日単位で介護休業を取得する者を勤務体制に組み込むことによつて業務を遂行することが困難な業務など)に就く労働者は、労使協定により除外することができます。

### ③ 介護のための所定労働時間の短縮措置等

改正前：介護のための所定労働時間の短縮措置等について、介護休業と通算して九十三日の範囲で利用可能とされてい

ました。

改正後：介護休業とは別に、利用開始から三年の間で二回以上の利用が可能となります。事業主は、次のいずれかの措置から選択して実施することができます(従来通り)。

- ・所定労働時間の短縮措置
- ・フレックスタイム制度
- ・始業、終業時刻の繰上げ繰下げ

・労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度

#### ④ 介護のための残業の免除 (新設)

介護終了までの期間について、所定外労働（残業）の免除の請求をすることができる制度が新設されます。

#### ⑤ 有期契約労働者の介護休業 取得要件緩和

改正前は、次の三点を満たすときに介護休業を取得することができました。

- ア 同一の事業主に引き続き一年以上雇用されていること
- イ 介護休業開始予定日から九十三日を経過する日の翌日以降も引き続き雇用されることが見込まれること
- ウ 九十三日経過日から一年を経過する日までに労働契約の期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでないこと

改正後は、次の要件を満たす

ことで介護休業を取得することができます。

ア 介護休業の申出時点で、過去一年以上継続して雇用されていること

イ 介護休業を取得する日から九か月を経過する日までの間に、雇用契約が終了することが明らかでないこと

### 三 仕事と育児の両立

#### ① 子の看護休暇の取得単位の 柔軟化

子の看護休暇とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が一年に五日（子が二人以上のときは十日）まで、病気やけがをした子の看護または子に予防接種、健康診断を受けさせるために取得できる休暇をいいます。

前述の対象家族の介護休暇と同様に、半日単位での取得が可能となります。

#### ② 有期契約労働者の育児休業 取得要件緩和

改正前は、次の三点を満たすときに育児休業を取得することができました。

- ア 同一の事業主に引き続き一年以上雇用されていること
- イ 子の一歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること
- ウ 子の二歳の誕生日の前々日までに、労働契約の期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでないこと

改正後は、次の要件を満たすことで育児休業を取得することができます。

ア 育児休業の申出時点で、過去一年以上継続して雇用されていること

イ 子が一歳六か月になるまでの間に、雇用契約が終了することが明らかでないこと

#### ③ 育児休業等の対象となる子の 範囲

改正前は、育児休業等を取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子を養育する労働者とされてきました。

改正後は、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるものを養育するときも育児休業の対象とされます。

なお、育児休業の他、子の看護休暇、所定外労働の免除、所定外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮の措置においても、養育する子の範囲について同様の変更が行われます。

### 四 継続就業のための環境整備

育児・介護休業法のほか、男女雇用機会均等法なども改正が行われます。

従来から、事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁じられていました。

改正後は、これに加え、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置をとることが事業主に義務づけられます。

また、派遣先で就業する派遣労働者については、派遣先も事業主とみなして、前記防止措置義務を適用することとされ、事業主による育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止規定を派遣先にも適用することとされます。

## 口角2ミリ

皆さんは、普段周囲の人たちと話をする時、心がけていらっしゃることはありますか？正確な内容を伝えることはもちろんですが、その前に、私たちの声や話し方は、相手にどんな風に思われているのでしょうか。

「感じのいい話し方、聞きやすい声だな」と思われるか、「聞き取りにくいな、笑顔もあまりない」と思われるか。当然前者の方が望ましいですね。

そうあるためにいつも心に留めておきたいことが、「口角2ミリ」です。

鏡を見ながら、ご自分の唇の端を少しだけ上げてみてください。慣れない場合、全く上げられない方もいます。

私たちの話す日本語は、唇の周りの筋肉をあまり動かさずに発音できる言葉ですので、表情筋がいつの間にか固まってしまっているのでしょうか。

その場合は、指で物理的に口角を押し上げてみましょう。慣れない動きをするので、かえって強張った表情になるかもしれません。ところが、だんだん慣れてきて指を使わずに自然と口角が上がるようになると、逆に目尻は引き寄せられるように下がって、全体としてとても優しい表情になります。

この口角2ミリがいつでもできるようにになると、相手に与える印象がずいぶん変わってくるはずです。

電話で話をする時にもぜひ実践して下さい。「笑顔」は直接見えませんが、声に表れて「笑声(えごえ)」となります。

実際に、直接お客様とは顔を合わせないコールセンターでも、いつでも自分の表情が確認できるよう、一人ひとつずつ、デスクに鏡を置いているところもあるようです。

このトレーニングを上手に取り入れ、お客様とのコミュニケーションや、職場のよりよい雰囲気作りに役立てたいものですね。

## 人生の春夏秋冬

きらきらした若い人を見ると、「青春！」とまぶしく感じるものですが、そう思っている私たちは、青春を通り過ぎた今、どのような時を生きているのでしょうか。

中国の陰陽五行説によれば、青春の後には「朱夏(赤)」「白秋」「玄冬(黒)」と続いています。これらを人生にあてはめると、いずれ皆黒い冬にた

どり着くことは同じですが、ここに行き着くまでの順番は、もしかすると人それぞれなのかもしれません。

職場や家庭での大きな仕事を実を結んだ後、穏やかに白秋の時期を過ごすもよし、あるいは、年齢や経験を重ねた分、更にきらりと輝いてもう一度青春を過ごすもよし。

皆さんのプランはいかがでしょうか？

## リコーダー

子どもの頃に習ったリコーダー、まだお持ちですか？ソプラノ・アルトと、2本のリコーダーをお持ちの方もいるかと思いません。

元々は木製で、歴史は古く500年前には既に存在した楽器ですが、現代では学校教育に使われるため、樹脂製のものが大量生産されています。

ピーッと甲高い音が出てしまいがちで、子どもの頃苦手だった方も多いと思いますが、うまく息をコントロールできればとても良い音を出してくれます。

もしご自宅に眠っているリコーダーがありましたら、きれいに水洗いしてまた吹いてみて下さい。何十年経っていても昔のままの音が出ますよ。

腹式呼吸や「吹く」ことは健康にもよいとされています。

お子さんやお仲間とアンサンブルで楽しむのも素敵ですね。